

「定額減税しきれないと見込まれる方」などへの追加の給付金(「調整給付金(不足額給付)」)のお知らせ

調整給付金(不足額給付)とは

令和6年度に定額減税(納税者本人及び扶養親族(国内居住者に限る)1人当たり所得税3万円、住民税1万円)しきれないと見込まれる方へ給付した当初調整給付金の支給額に不足が生じた方などに対して、不足分を支給するものです。

支給対象者・支給内容について

対象となる方には、河津町から通知を発送します。
(8月19日の発送を予定しています。)

<支給対象者>

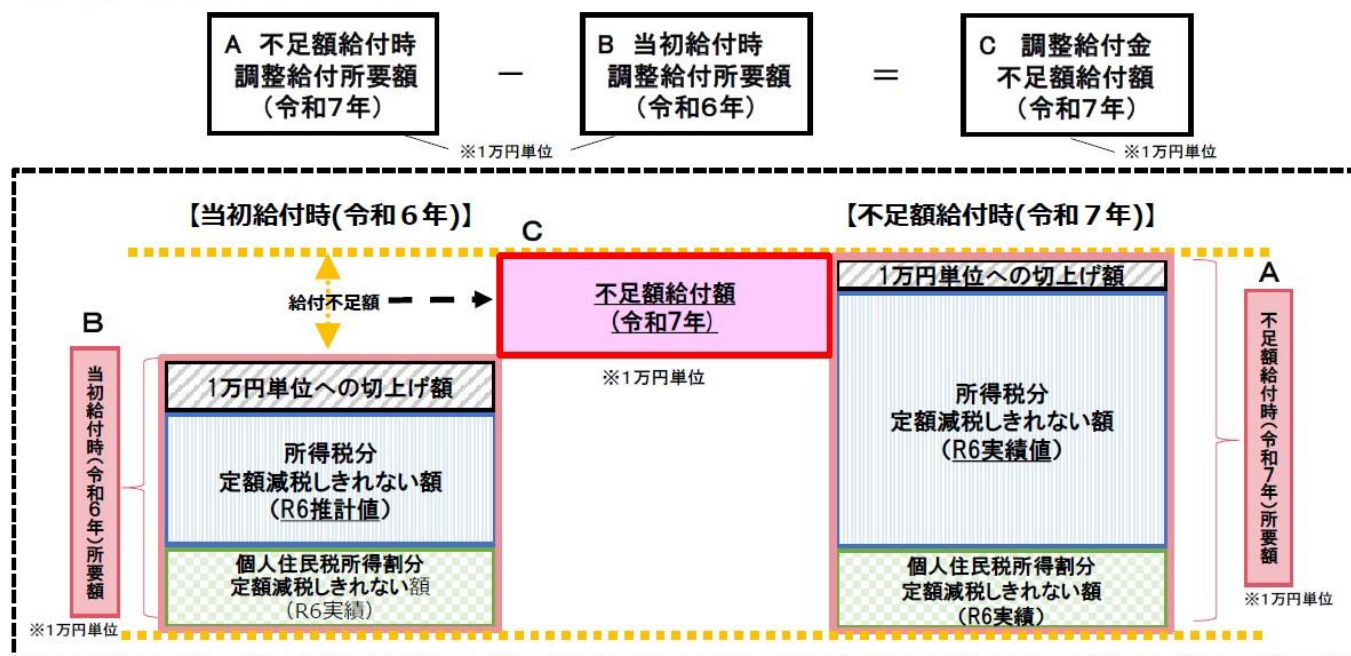
令和7年1月1日時点で河津町に住民登録がある方のうち、令和6年度に実施した調整給付金(当初調整給付金)に不足が生じた人

※ 下記の給付Ⅰもしくは給付Ⅱのいずれかの条件に当てはまる方が対象となります。

(1)不足額給付Ⅰ

令和6年分の所得税実績額などが確定した結果、当初調整給付金の支給額に不足が生じた人には、不足額給付時の調整給付金額と当初調整給付金額の差額(1万円単位)が支払われます。

<不足額給付Ⅰのイメージ>



<不足額給付Ⅰの対象者の例>

- 令和6年所得が令和5年所得より減少したことにより、令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額(令和5年所得や扶養情報を基にした推計額)より少なくなった人
- 令和6年中にこどもの出生など扶養親族が増えたことにより、不足額給付時の所得税分定額減税可能額が当初給付時より多くなった人 など

(2)不足額給付Ⅱ

以下の要件の全てを満たす人は、原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)が支払われます。

- 令和6年所得税・令和6年度個人住民税所得割ともに、定額減税前額が0円である
- 合計所得金額48万円を超える人や青色事業専従者・事業専従者(白色)など、税制度上、扶養親族の対象外である
- 低所得世帯向け給付(※)を受給した世帯の世帯主・世帯員でない
 ※ 令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)
 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
 令和6年度新たな住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯給付金(10万円)

<不足額給付Ⅱの対象者の例>

- 例1 40代夫婦で夫が個人事業主で納税者、妻(国内居住者)が事業専従者で、所得税・個人住民税が課税されない場合

夫(事業主・納税者)	妻(夫の事業専従者・非課税)	不足額給付Ⅱ
個人住民税所得割課税者 →定額減税の対象 定額減税可能額4万円 ※所得税分のみ(3万円×1人) ※個人住民税分のみ(1万円×1人)	令和6年所得税及び令和6年度個人住民税(所得割) 定額減税前税額が0円 → 定額減税の対象外 事業専従者 → 税制度上、扶養親族にならない 同世帯に課税者がいる → 低所得世帯向け給付の対象外	妻に 4万円 支給

- 例2 30代息子が納税者、70代父(国内居住者)の合計所得金額が48万円超で、公的年金収入に所得税・個人住民税が課税されない場合

息子(納税者)	父(公的年金収入165万円・非課税)	不足額給付Ⅱ
個人住民税所得割課税者 →定額減税の対象 定額減税可能額4万円 ※所得税分のみ(3万円×1人) ※個人住民税分のみ(1万円×1人)	令和6年所得税及び令和6年度個人住民税(所得割) 定額減税前税額が0円 → 定額減税対象外 合計所得金額48万円超 → 税制度上、扶養親族にならない 同世帯に課税者がいる → 低所得世帯向け給付の対象外	父に 4万円 支給



給付金(不足額給付)を装った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・河津町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・河津町や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

河津町役場 町民生活課 税務係 0558-34-1928